

1. 入札心得

指名通知

- ① 紙入札・・・郵送で行う。※本年度予定なし
- ② 電子入札・・・電子入札システムを介して行う。
- ③ 郵便入札・・・郵送で行う。

設計書の閲覧

郵送で指名通知書を受け取った場合、設計書は同封または、PPI 上で公開する。

電子入札案件については、PPI 上で公開する。

入札

- ① 紙入札・・・入札書を使用。
代理人が入札する場合、委任状と入札書には代理人の記名押印が必要。
- ② 電子入札・・・電子入札システムで入札する。
- ③ 郵便入札・・・指名通知書に同封の入札書を使用。郵送または持参で提出。

入札書の入札者の部分は代表者名で記名押印。

工事費内訳書

工事費内訳書は入札書と同じ封筒に入れ、封入封かん。

工事費内訳書の提出は1回目の入札時のみ（電子の場合はシステム上で添付）。

入札書の注意事項

入札番号、入札回数、工事名、工事箇所、入札金額、日付、宛名、商号又は名称、代理人の記名押印・・・記載事項や印もれに注意！

また、入札用封筒にも必要事項を記載し、必要箇所に押印すること。

委任状の添付

- ①紙入札・・・代理人が入札する場合、必要。各社の書式で可。代理人の使用印鑑を押すこと。
- ②電子入札・・・不要。
- ③郵便入札・・・不要（持参の場合で、持参者が代表者と異なる場合も不要）。

ただし、開札への立会希望のある場合で、代理人が参加するときは必要。

入札時の注意

- (1) 入札時間前に集合し、入札執行中は静粛に、席についたら社名立札を入札執行者に見えるようにすること。
- (2) 提出した入札書の書替え、引替え、撤回は不可。
- (3) 無効になる入札（例）

委任状のない代理人が応札した入札、所定の日時場所に提出されない入札、記名押印を欠く入札、金額を訂正した入札、誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札、談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者の入札、同一の入札で自己のほか他人の代理人を兼ね入札をした者の入札

入札回数

入札は2回（予定価格が事前公表の場合は1回）。2回で落札しない場合、最低価格者の入札価格と予定価格の差が一定の範囲以内ならば、最低価格者から見積書を提出してもらい、その価格が予定価格以下の場合は、契約を締結する。

※ 社名記載、押印した入札書1通と見積書2通（金額は記載しない）を用意して入札に参加すること。

2. 契約

契約書の締結

落札の日を含む7日以内に契約書を提出。

7日以内のカウントには、土日祝日を含み、契約日は、土日祝日を避ける。

契約書の作成

契約に必要な書類は、以下の順序で製本してください。

- ① 契約書
- ② 契約約款（最新のもの由市HPにて確認してください。）
- ③ 共通仕様書（該当のない工事は二重線で抹消）
- ④ 特記仕様書等、設計図書、質疑回答書

契約書作成時の確認事項

収入印紙の額、契約日、工事名、工事箇所、着手日、完成日、請負金額、前払金、中間前払金、部分払回数、受注者の記名押印・・・日付については土日祝日を避けること。

※令和2年1月6日より請負代金が300万円以上の案件について、中間前金払が可能となるため、契約書作成時に中間前払金か部分払のどちらかを選択して金額を記入してください。中間前払金額は、請負代金の10分の2です。中間前払金と部分払との併用はできませんので、契約書作成時に注意してください。

契約に係る添付書類

契約締結後、7日以内に提出し、書類の日付は契約日または着手日に合わせること。

- ① 工事工程表 1部
- ② 工事着手届 1部
- ③ 現場代理人等通知書 1部
- ④ 主任技術者略歴 1部
- ⑤ 課税又は免税事業者の届出 1部
- ⑥ 保証証券等 1部
- ⑦ 建退共掛金収納書等 1部
- ⑧ 仲裁合意書 2部
- ⑨ 保険の加入が証明できる書類の写し 1部

- ・火災保険、建設工事保険、その他の保険の証券等の写しを提出してください。

契約の保証

300 万円以上の建設工事の契約を締結するときは、裾野市契約規則第 30 条及び裾野市建設工事請負契約約款第 4 条に規定するとおり、契約保証金が必要となります。平成 27 年度から、契約保証金の現金納付が可能となりました。契約保証金の現金納付を希望する場合は、落札後、契約担当者に申し出てください。

【契約保証金の現金納付の全部又は一部が免除となる場合】

- ① 有価証券の提供
- ② 金融機関の保証
- ③ 前払金保証事業会社の保証（契約保証特約を付したものに限る。）
- ④ 公共工事履行保証証券による保証
- ⑤ 履行保証保険契約の締結
- ⑥ 請負代金額 300 万円未満

ただし、①の有価証券の提供は、市の受け入れ体制が整っていないため、受付不可。

そのため、②から⑤の方法で契約保証を取ってもらう必要がある。

⑥の請負代金額300万円未満の建設工事についても、総務課で締結する契約書には、契約金額の100分の10の金額を記載したうえで、「裾野市契約規則第30条第2項第4号該当により納付を免除」と記入すること。

◆ 工期を変更する場合

工期の延長を行う場合、当初の契約保証の期間が、変更後の工期を含まないときは、保険会社や金融機関の手続きに従って保証証券等の変更をすること。

◆ 請負代金を変更する場合

請負代金の変更を行う場合、保険会社や金融機関の手続きに従って保証証券等の変更をすること。

3. その他の事項

入札契約関係の公表等

- ① 入札結果、予定価格・・・総務課で閲覧、PPI に掲載
- ② 発注予定工事（4月、7月、10月、1月の四半期毎に公表）・・・市公式ウェブサイトに掲載

発注担当課への提出書類

- ① 工事着工前・・・施工計画書、材料承認書、週休 2 日制計画書（指定工事のみ）
- ② 工期中・・・工事工程月報（毎月 3 日までに）

- ③ 完了時・・・完成届出書、出来高管理表、品質管理表、材料検収簿、工事日報、週休2日制実績表（指定工事のみ）

変更の申し出

受注者から工期延長の申し出をする場合は、「工期延長願」を提出。

受注者から請負金額の変更の申し出をする場合は、「協議書」を提出。

入札参加資格申請の内容変更

代表者等、入札参加資格申請の内容変更があったら、その都度変更届を提出する。

◆入札・契約の様式について

<http://www.city.susono.shizuoka.jp/soshiki/12/4/7/1835.html> に掲載されているため、参照すること。

最新の様式を確認の上、使用すること。

◆制限付一般競争入札の実施について

土木工事、舗装工事について実施。

◆低入札調査価格制度及び最低制限価格制度の実施について

低入札調査価格制度：建築工事、電気設備工事、機械設備工事の入札及び総合評価一般競争入札が対象

最低制限価格制度：上記工事以外の入札が対象